

社長の「万が一」や退職慰労金に備える

3月期決算の企業の経営者は期末を控え、決算準備に忙しい時期。多くの企業がさまざまな決算対策を検討するこの時期、生命保険の加入を検討してみるのも選択肢のひとつになる。



監修／黒川 明
(黒川税理士事務所 税理士)

1978年北海道生まれ。2008年東京都多摩市に税理士事務所を開設。中小企業顧問600社以上の実績を持つ地域最大規模の事務所で、様々な顧客を支援している。

経営のヒント 【決算対策・生命保険編(上)】

中小企業の経営では、経営者の存在が非常に大きく、経営者に「万が一」の事態が起きた場合、会社の継続さえ危うくなるのが少なくない。しかし、そんなピンチでもお金で解決できることは多い。

たとえば、中小企業では経営者自身がトップセールス社員であることはよくある話で、そんな経営者に「万が一」のことが起きたら、大幅な売り上げダウンになる。そんな時、生命保険でまとまったお金が入ってくれば、後継者は会社を立て直す余裕を持てるだろう。

このほか、経営者の退職金準備や、従業員の退職金・病気の際の保障など福利厚生を目的とした生命保険加入も検討に値するだろう。

さらに生命保険活用は手軽に取り組めるため、中小企業経営者の強い味方になり得るアイテムといえる。

【経営者の「万が一」に備えた事業保障】

会社経営での生命保険の生かし方といえば、まずは経営者の死亡保障。前述のとおり、経営者が死亡した場合に運転資金として保険金を使うことで、事業継続のための余裕を持つことができる。また、会社や経営者個人に借入金が残っている場合、保険金で返済することも可能だ。

企業経営における生命保険の活用メリット

経営者の死亡保障

経営者に「万が一」の事態が起きた時の事業継続のための運転資金、借入金の返済資金などを準備できる。

経営者の退職慰労金準備

経営者の勇退時の退職慰労金、死亡退職慰労金を準備できる。

従業員の福利厚生

従業員の退職金や病気になった際の保障を準備することができる。

保険料(の一部)が損金算入

生命保険の法人契約なら保険料(の一部)を損金算入できる。

「家族を養う世帯主」としての顔を考慮することも大切だ。遺族に資産がなかったり、十分な収入を得ることができなかったりすれば、子どもが進学できないなど生活に支障が出かねない。不足するお金を保険金でまかなうことは大変重要なことといえる。

【経営者の退職慰労金準備】

中小企業の場合、社長には退職慰労金の制度がないことも多い。そこで、社長の退職慰労金の財源準備のために活用したいのが法人契約の生命保険だ。保険金や解約払戻金を原資として活用できるので、会社の運転資金に大きな影響を与えることがない。

また、社長(または遺族)に退職慰労金を支払えば、一定割合を損金に算入することが認められている。仮にそうした取り扱いをした場合には、当期の利益を圧迫する恐れがあるが、このような場合、支払保険料(の一部)を損金算入している法人契約から保険金や解約払戻金が支払われる際に生じる「保険差益」が、利益を補てんすることになるケースもある。

加入する保険の種類としては、保険期間が大変長く、長期にわたる死亡保障とともに退職慰労金準備も可能な長期定期保険や、保険料は一定で保険金額が増えていくタイプの通増定期保険が適している。

【法人契約にするメリット】

前述の経営者の死亡保障で説明したうち、経営者個人の借入金や家族の生活費の保障を得るための保険は、個人で加入するのが一般的だ。しかし、法人名義で加入しても、同じ効果が期待できる。たとえば、前述の退職慰労金準備のための法人契約の生命保険がそれで、勇退時の退職慰労金にも、死亡退職慰労金にも充てることができるからだ。

法人で加入する場合、支払った保険料(の一部)は経費として損金に算入できる(損金割合は商品によって異なる)というメリットもある。

※当欄に記載の内容は、平成26年12月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱等について記載しております。今後、税務の取扱などが変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。